

事 務 連 絡
平成23年3月20日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

視聴覚障害者等への避難所等における情報・
コミュニケーション支援について

標記については、別添3月11日付事務連絡（『3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により被災した要援護障害者等への対応について』障害保健福祉部企画課、障害福祉課、精神・障害保健課3課連名事務連絡（抜粋）及び、『3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により被災した視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援について』自立支援振興室事務連絡）により、視聴覚障害者情報提供施設等と連携し、万全の対応を期すよう避難所等における具体的な支援例を示しお願いしているところです。

現在、被災地以外の都道府県においても多くの被災者や避難者の受け入れが行われているところですが、被災地は勿論のこと避難地においても、視覚障害者や聴覚障害者等に対しては、特に情報・コミュニケーション支援が重要となります。

避難地の都道府県等におかれましても前記事務連絡に基づき情報・コミュニケーション支援にご配慮頂くとともに、各市町村、避難所等に周知頂きますよう宜しくお願いいたします。また、被災地の県等におかれましても引き続き情報・コミュニケーションの支援にご配慮を宜しくお願いいたします。

なお、現地の人材だけでは対応できない状況も考えられることから、今後、被災自治体等の要請に応じて全国からの手話通訳者やろうあ者相談員などの関係者の派遣を調整することとしており、現在、関係団体で構成する「東日本大震災聴覚障害者救援中央本部」等と検討を進めています。

おって、詳細が決まり次第ご連絡いたします。

(抜粋)

事 務 連 絡

平成23年3月11日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企 画 課

障 害 福 祉 課

精神・障害保健課

3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により被災した
要援護障害者等への対応について

1～5（略）

6. 被災された視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について
被災された視覚障害者や聴覚障害者等に対しては、特に情報・コミュニケーション支援が何より重要となります。管内被災市町村における避難状況等を踏まえ、点字や音声、文字等による災害情報等の提供、手話通訳者等の派遣などの情報・コミュニケーション支援について、視聴覚障害者情報提供施設等と連携し、万全の対応を期すようお願いします。

7～9（略）

事 務 連 絡

平成23年3月11日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部(局) 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により被災した
視聴覚障害者等への避難所等における情報・コミュニケーション
支援について

3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」により被災した視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援については、平成23年3月11日付事務連絡「東北地方太平洋沖地震」により被災した要援護障害者等への対応について」において万全の対応をお願いしているところです。

中でも視聴覚障害者等については、その障害特性から情報取得や他者とのコミュニケーションが特に困難な状況となることから、ボランティア等による支援やホワイトボード等の機材を使用した有効な支援の必要性が高くなります。

つきましては、避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について、具体的な方法や配慮等の例を別添のとおり情報提供致しますので、避難所の設置期間の長期化が見込まれる場合には、特に視聴覚障害者等の状況・ニーズの把握に努めるとともに、ボランティアや関係団体等と連携を密にし、特段の御配慮をお願いいたします。

【問い合わせ先】

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課

自立支援振興室 障害者災害対策専門官 田口

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 代表 03-5253-1111 (内線) 3079

直通 03-3595-2097

FAX 03-3503-1237

E-mail masayuki-taguchi@mhlw.go.jp

避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について(例)

・避難所等において、視聴覚障害者への理解を求める。
 ・視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援への協力を呼びかける。

視覚障害

聴覚障害

安否の確認
 被災地域の要援護者を確認

・放送やハンドマイク等を使用し、避難所及び周辺地区で、声をかけて確認。

・プラカードを使用し、避難所及び周辺地区で確認。「聞こえない人はいませんか？」など
 ・手話通訳者、要約筆記者などは腕章等を着用。「手話できます」「耳マーク」の活用など

ニーズの把握
 障害特性に応じた支援内容

・障害の程度(全盲・弱視など)や情報取得方法(点字・音声・拡大文字など)等を確認し、必要な支援を把握する。

・障害の程度(聞こえの状態など)や情報取得方法(手話・文字・補聴器など)等を確認し、必要な支援を把握する。

関係者との連携
 避難所等における活動

・行政、視覚障害者協会、視覚障害者情報提供施設、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

・行政、聴覚障害者協会、聴覚障害者情報提供施設、手話通訳者、要約筆記者、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

避難所の説明
 トイレや風呂、配給場所など

・ボランティア等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

・ボランティアやホワイトボード等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

情報の共有
 食料・救援物資の配給など

・放送やハンドマイク等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。(悪い例:「張り紙を見て下さい。」など)

・プラカードやホワイトボード等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。(悪い例:「1時の放送を聞いて下さい。」など)

機材・物品
 共用品・消耗品の手配など

・ラジオ
 ・テレビ(解説放送)
 ・乾電池(ラジオなど) 等

・テレビ(字幕・手話放送)
 ・ホワイトボード(設置型、携帯型)
 ・補聴器用電池 等